○農林水産省告示第千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁三七三八の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字鳥越四六七八の三、四六八〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市甘水字通リ尾四〇八の八から四〇八の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百八十八号

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年九月十七日

経済産業大臣　小渕　優子

第十一条の二第三号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　フルオロカーボン百五十二ａ及びフルオロカーボン百五十二ａと可燃性ガス以外のガスの混合物

四　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅと可燃性ガス以外のガスの混合物

○国土交通省告示第九百五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九七七号	髙橋　博	東京都	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第一九七八号	千道　英雄	大阪府	平成二十六年八月二十二日	伊勢三河湾水先区
第一九七九号	岡村　明人	鹿児島県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区
第一九八〇号	坂口　幹也	長崎県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区

二　三級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇五四号	松森　貴志	青森県	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇五五号	武富　史暁	佐賀県	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇五六号	亀山　巌	宮城県	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇五七号	吉川　隼人	京都府	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇五八号	小山　雄児	東京都	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇五九号	雨宮　俊平	東京都	平成二十六年八月二十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇六〇号	水口　倫男	愛知県	平成二十六年八月二十二日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇六一号	西川周太郎	三重県	平成二十六年八月二十二日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇六二号	中谷　仁哉	大阪府	平成二十六年八月二十二日	大阪湾水先区
第三〇〇〇六三号	有本　則禎	広島県	平成二十六年八月二十二日	大阪湾水先区
第三〇〇〇六四号	杉原　正悟	大阪府	平成二十六年八月二十二日	大阪湾水先区
第三〇〇〇六五号	堀　智博	高知県	平成二十六年八月二十二日	大阪湾水先区
第三〇〇〇六六号	山下　武樹	兵庫県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区
第三〇〇〇六七号	田中　英輔	佐賀県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区
第三〇〇〇六八号	綱場　大将	愛媛県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区
第三〇〇〇六九号	鶴岡　博史	広島県	平成二十六年八月二十二日	内海水先区
第三〇〇〇七〇号	髙橋　一利	福岡県	平成二十六年八月二十二日	関門水先区

○国土交通省告示第九百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1236	独立配置をした軽量鉄骨耐力壁下地を用いた乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田３丁目３番５号	平成26年9月5日
1237	独立配置をした軽量鉄骨耐力壁下地を用いた乾式二重壁（遮音鉄板あり）の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田３丁目３番５号	平成26年9月5日

○環境省告示第九十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十七日

環境大臣　望月　義夫